

令和 2 年度 支部事業計画（案）

全国健康保険協会 鳥取支部

令和2年度 事業計画（鳥取支部）

協会けんぽの事業計画について ※本部事業計画案抜粋

協会けんぽに係るPDCAサイクルについては、目標設定（Plan）として、3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。

平成30年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定することとした。

このため、本事業計画では、**令和2年度**の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係るKPIを定める。

令和2年度の協会けんぽ運営の基本方針 ※本部事業計画案抜粋

平成30年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第4期）や第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。

令和2年度はアクションプランの最終年度である。このため、令和2年度においては、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成すべく、令和2年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。

- （1）基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。また、業務改革検討プロジェクトで判明した課題への対策を推進する。
- （2）戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。
- （3）上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営の強化を行う。

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査結果にて評価指数が全国平均を下回る事項を中心に改善しサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 令和2年度に予定している事務室移転にかかる案内に併せて、現金給付等の申請について、郵送による提出を促進する。 ・ 事務処理手順の順守や個人情報保護規程等を徹底し、事務処理誤り発生防止に努める。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を80.0%以上とする</p> <p>○業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付などの業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務に生産性の向上を目指す。 ・ 効率的な事務処理体制を定着させるために、育成計画に基づき各個人のスキルレベルを高めるとともに、業務可能範囲を広げていく。 <p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTで議論し、必要に応じ日本年金機構に調査協力を求め、事業主への立入検査を行う。 ・ 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について、重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整及び傷病手当金と労災保険との併給調整について、確実に実施する。 <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年9月より順次審査システム刷新及び組織体制変更が行われる社会保険診療報酬支払基金と、点検業務等の情報を共有し審査を実施する。 ・ 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格、外傷、内容点検を実施する。

・内容点検は、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、自動点検等システムの充実、点検員のスキルアップを図り効果的なレセプト点検を推進する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を実施する。

・療養費支給申請書より請求内容に疑義の生じる申請については、令和1年10月に発足した柔整審査会面接確認委員会を活用した審査を実施する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について

対前年度以下とする

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

・各種研修会など健康保険委員や事業所担当者が集まる場において、退職時の保険証回収と資格喪失届への添付を周知する。

・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。

・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

○限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.0%以上とする

○オンライン資格確認の円滑な実施

- ・2021年3月（予定スケジュール）より実施されるオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のため広報誌や研修会等を使った周知を行う。

○的確な財政運営

- ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
- ・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業の理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。（評議会：年4回予定、健推協：年2回予定）

2. 戦略的保険者機能関係

○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

支部の健康づくり事業の柱としている「健康経営推進事業」、「特定健診・がん検診ダブル受診事業」について、協会の保有するデータを活用し、分析・提供を行い、さらなる事業推進につなげる。

○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康度を向上する。

- ・ 血圧リスク保有者の構成比を10%削減する
- ・ がん死亡率を20%削減する
- ・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内をめざす

（がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標として達成できるよう貢献する）

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 85,117人）

- ・ 生活習慣病予防健診 受診率 59.2%（受診見込者数： 50,389人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 13.2%（取得見込者数： 11,235人）

○ 被扶養者（受診対象者数： 19,907人）

- ・ 特定健康診査 受診率 24.2%（受診見込者数： 4,817人）

○ 健診の受診勧奨対策

▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得

- ・ 鳥取県、労働局等関係機関と連携した健診受診勧奨と事業者健診データ取得促進**実施**
- ・ 事業所への訪問・電話勧奨による**生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施**
- ・ 新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
- ・ 鳥取県との連携事業：ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨の実施

▶被扶養者の特定健診

- ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
- ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
- ・市町村、関係機関と連携による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施

市町村の集団健診における共同広報

- ・ナッジ理論を活用した効果的な未受診者への受診勧奨の実施
- ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 59.2%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 13.2%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 24.2%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 被保険者（特定保健指導対象者数： 12,386 人）

- ・特定保健指導 実施率 30.0%（実施見込者数： 3,715 人）
（内訳）協会保健師実施分 26.8%（実施見込者数： 3,320 人）
アウトソーシング分 3.2%（実施見込者数： 395 人）

○ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 409 人）

- ・特定保健指導 実施率 6.2%（実施見込者数： 25 人）

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・健診実施機関へ働きかけ、健診受診日の初回面談実施の拡大を図る
- ・特定保健指導の外部委託推進
- ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨実施
- ・業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勧奨実施
- ・被扶養者の特定保健指導未実施者への受診勧奨実施

- KPI : 特定保健指導の実施率を 29.2%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 **360人**
 - ・未受診者への文書・電話による受診勧奨実施
 - ・健診実施機関による健診受診日に受診勧奨実施
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の検討・実施
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を **12.9%以上**とする

iv) コラボヘルスの推進

○鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営パンフレット」、「健康経営比較結果」の広報などにより、「健康経営宣言事業所数」の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配布、夏1回3会場・秋1回3会場の研修会、表彰制度（支部長、県知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。また、事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。

・宣言事業所 **令和2年度末目標 2,400事業所**（令和5年度末目標 3,000事業所）

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。特に、インセンティブ制度においては、**令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。**

また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」の配布、秋1回3会場の年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。

・健康保険委員委嘱者数 **令和2年度末目標 2,850事業所**（令和5年度末目標 3,000事業所）

■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **72.5%以上**とする。

○ジェネリック医薬品の使用促進

従来の、希望シール、Q & A など広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施するとともに、薬剤師会との連携を進め、お薬手帳の推進、適切なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。特に、個別の調剤薬局に対する見える化ツールを薬剤師会と共有・分析し、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を **81.2%以上**とする。

○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

・ **地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために**様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

①医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

②鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

・鳥取県民における高血圧をはじめとした疾病の要因を探るための「**食生活アンケート**」結果の分析について、鳥取大学など外部有識者の助言等を得て、分析の精度を高める。

	<p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。</p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>○戦略的保険者機能の更なる発揮のため、OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を計画的に組み合わせることで、組織基盤の底上げを図る。 <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備し、調達における競争性を高め、一者応札案件の減少に努める。 ・ 消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。 ・ 調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 <p>■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、前年度以下とする。</p> <p>○リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定、確実に実施し、その徹底を図る。 ・ 不断の点検を通じた個人レベルでのリスク管理の意識醸成と各種規程を遵守する。 <p>○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。

・労働負荷の平準化により、有給取得促進、超勤管理の削減を進める。

○ペーパーレス化の推進

支部移転を機にペーパーレス化の推進に取り組む。